



平成 29 年 5 月 25 日

各 位

会社名 日本精鉱株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡邊 理史
(コード：5729 東証第 2 部)
問合せ先 専務取締役
企画管理部長 渡邊 繁樹
(TEL：03-3235-0021)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 122 期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、現行定款第 34 条(監査役の任期)第 3 項について所要の変更を行うものであります。また、補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、定時株主総会の開始の時までであることから、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の任期) 第 34 条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 会社法第 329 条第 <u>2</u> 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会 <u>終結</u> の時までとする。 4. (条文省略)	(監査役の任期) 第 34 条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 会社法第 329 条第 <u>3</u> 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会 <u>開始</u> の時までとする。 4. (現行どおり)

以 上